

明和町ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の公共施設等に対する命名権を付与することにより、愛称が命名された施設等の魅力及びサービスの向上を図るとともに、町の新たな財源を確保するため実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）又は法人等で構成される団体
- (2) 命名権 事業者等が、町長の承認を得て町の施設等の愛称を決定する権利
- (3) ネーミングライツ事業 契約により、町長が事業者等に命名権を付与し、命名権を付与された事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）からその対価（以下「命名権料」という。）を得る事業
- (4) 愛称 ネーミングライツパートナーが命名し、町長が承認した名称

(事業の基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、町の施設等の本来の目的に支障を生じさせない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び事業推進における公平性を損なわないようにしなければならないものとする。

- 2 町は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、愛称を積極的に使用するものとする。
- 3 条例等に規定する施設等の名称については変更しないものとし、前項の規定にかかわらず、町は、必要に応じて愛称ではなく条例等に規定する施設等の名称を使用することができる。

(対象施設等)

第4条 ネーミングライツ事業の対象となる施設等は、体育施設、文化施設、その他町が所有する公共施設又はその一部等のうち、町が愛称を募集する施設とする。

- 2 対象施設等の選定は、町長が行う。ただし、選定しようとする施設等が指定管理者制度導入施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行っている施設又は管理を行うこととしている施設をいう。以下同じ。）である場合は、あらかじめ指定管理者の意見を徴した上で選定するものとする。

(命名権の付与期間)

第5条 命名権を付与する期間は、3年以上5年以下で町長が定める。ただし、町長は、指定管理者制度導入施設については、その指定期間を考慮し、命名権を付与する期間を別に設定することができる。

(募集)

第6条 町長は、ネーミングライツパートナーの募集を原則として公募で行うものとする。

2 前項に定める公募に当たっては、町ホームページ等により広く募集するものとする。

3 応募資格、命名権料その他必要な事項については、対象となる施設等ごとのネーミングライツパートナー募集要項の定めによる。ただし、町長が必要と認めた場合は、命名権料その他の事項をあらかじめ定めず、応募する事業者等からの提案を募ることができる。

(応募)

第7条 ネーミングライツパートナーへの応募資格は、別表第1のとおりとする。

2 ネーミングライツパートナーに応募する者は、ネーミングライツ事業実施申込書兼提案書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 法人等の概要を記載した書類
- (2) 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- (3) 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）
- (4) 直近1事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- (5) 直近1事業年度分の納税に関する証明書のうち、募集要項に定めるもの
- (6) その他町長が必要と認めるもの

(使用できない愛称)

第8条 ネーミングライツパートナーは、別表第2に掲げる愛称は使用することができない。

(審査機関)

第9条 ネーミングライツ事業に係る審査は、明和町広告掲載要綱（平成18年明和町告示第47号）

第18条第1項に規定する明和町広告審査委員会（以下「審査会」という。）が行う。

2 前項の場合において、明和町広告掲載要綱第18条第3項の規定により、審査会の委員には対象となる施設等の所管課長を含めるものとする。

3 審査会の委員長が緊急を要する場合又は必要と認めた場合は、委員に回議して、委員長の決裁を受けることにより、審査会の審査に代えることができる。

(会議)

第10条 審査会の会議は、ネーミングライツパートナーの応募があったとき又は必要に応じて委員長が招集する。

2 審査会が終了した際は、委員長は、速やかにその審査の内容及び結果について町長に報告しなければならない。

3 前項に定めるもののほか審査会の会議に関するその他の事項については、明和町広告掲載要綱第19条の規定によるものとする。

(決定及び通知)

第11条 町長は、前条第2項の規定により審査会の審査の内容及び結果の報告を受けたときは、その報告内容を尊重し、応募された愛称の採用の可否及びネーミングライツパートナーを決定するものとする。

2 町長は、採用を決定したときはネーミングライツパートナー決定通知書（様式第2号）により、採用しないことを決定したときはネーミングライツパートナー不採用決定通知書（様式第3号）により、それぞれ応募した者に対し通知しなければならない。

(契約)

第12条 町長は、ネーミングライツパートナー決定通知書により通知を受けた者と契約を締結するものとする。

(費用負担区分)

第13条 ネーミングライツパートナーが、町長の許可を得て対象施設等の屋外表示又は案内看板等の改修、設置等を行うときは、その費用はネーミングライツパートナーが負担するものとする。

2 契約期間の満了、契約の解除及び命名権の取消し等に伴い、町が必要と認めた原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とする。

(命名権料の納入)

第14条 ネーミングライツパートナーは、町指定の納入通知書により、年度ごとに一括で命名権料を納入しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、町長は、ネーミングライツパートナーと協議の上、支払方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(指定管理者との協議)

第15条 命名権が付与された施設等が指定管理者制度導入施設の場合、町長、指定管理者及びネーミングライツパートナーは、愛称の使用に関し必要な事項について協議することとする。

(三重県屋外広告物条例の遵守)

第16条 町長及びネーミングライツパートナーは、対象施設等の屋外表示又は案内看板等の改修、設置等を行うときは、三重県屋外広告物条例（昭和41年三重県条例第45号）の規定を遵守しなければならない。

（愛称変更の禁止）

第17条 命名権を付与する期間内における愛称の変更は、町長が特に必要と認める場合を除き、行うことができないものとする。

2 町長は、愛称の変更を必要と認める場合は、変更の可否及び変更後の愛称についてネーミングライツパートナーと協議することとする。

3 前項の場合において、指定管理者制度導入施設においては、指定管理者を含めて協議することとする。

（愛称の周知）

第18条 町長は、命名された愛称について、速やかに利用団体等の関係機関に周知するものとする。

2 町長は、町の刊行物、ホームページその他文書等において、積極的に愛称を使用するよう努め、町民への浸透を図るものとする。

（契約の解除）

第19条 ネーミングライツパートナーは、自己の都合により、命名権の継続が困難となった場合には、契約の解除を申し出ることができる。

2 ネーミングライツパートナーは、前項の規定により契約の解除を申し出ようとするときは、ネーミングライツパートナー契約解除申出書（様式第4号）を、町長に提出しなければならない。

（命名権の取消し）

第20条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、命名権の付与を取り消すことができる。

（1） 指定する期日までに命名権料の納入がないとき。

（2） ネーミングライツパートナーが、法令、条例、規則又は要綱等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

（3） ネーミングライツパートナーの社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

（4） 前条の規定により、ネーミングライツパートナーから契約解除の申出があったとき。

2 町長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、命名権付与取消決定通知書（様式第5号）によりネーミングライツパートナーに通知するものとする。

3 第1項の規定により命名権の付与を取り消した場合、第14条の規定により既に納入された命名

権料の返還には応じないものとする。

(庶務)

第21条 ネーミングライツ事業に係る審査会の庶務は、明和町広告掲載要綱第20条の規定にかかわらず、対象となる施設を所管する課において行う。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

別表第1 (第7条関係)

応募資格

1 応募資格を有する事業者等は、次のいずれにも該当しないものとする。	
	(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
	(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っている者
	(3) 町から指名停止等の措置を受けている者
	(4) 町税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく町に対する債務を履行していない者
	(5) 政治団体又は政治性のある事業を行う者
	(6) 宗教団体又は宗教性のある事業を行う者
	(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営む者
	(8) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
	(9) 暴力団及び暴力団員等で構成される法人等又は団体 ア 暴力団とは、明和町暴力団排除条例（平成23年明和町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。 イ 暴力団員等とは、明和町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(10)	暴力団又は暴力団員等がその経営に実質的に関与している法人等又は団体
(11)	自己、その属する法人等若しくは法人等以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している者
(12)	暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
(13)	その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
(14)	指定管理者制度導入施設にあつては、命名権導入時点の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行う者。ただし、命名権導入時点の指定管理者（関連企業を含む。）を除く。
(15)	その他町長が適当でないと認める者
2 団体の場合は、団体を構成する全ての個人、法人等が前項の応募資格を有すること。	

別表第2（第8条関係）

使用できない愛称

1	法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
2	公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
3	政治活動に関するもの
4	宗教活動に関するもの
5	社会問題の主義及び主張に関するもの
6	個人の名刺広告に関するもの
7	人権を侵害するおそれのあるもの
8	著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
9	青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
10	射幸心をそそるもの（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）
11	町政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
12	たばこの販売促進に関するもの
13	企業等のロゴ及び特殊な字体を使用したもの
14	競馬法（昭和23年法律第158号）に規定する競馬、自転車競技法（昭和23年法律第209号）に規定する自転車競走、モーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に規定するモータ

一ボート競走及び小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）に規定する小型自動車競走に係るもの

15 その他町長が表記する愛称として適当でないと認めるもの

明和町長

様

提出者

住所（所在地）

団 体 名

代 表 者 名

T E L

E - m a i l

（担当者名）

ネーミングライツ事業実施申込書兼提案書

明和町ネーミングライツ事業実施要綱第 7 条の規定に基づき、以下のとおり提案をしたいので、関係書類を添えて申し込みます。なお、提出者及び提案内容が、明和町ネーミングライツ事業実施要綱等に定められた対象要件を満たしていることを確認するため、明和町（明和町教育委員会を含む。以下同じ。）が三重県警察その他関係機関に情報照会を行うこと、及び明和町が他の目的で保有する情報（納税、入札参加に係る情報等）との照合を行うことを承諾します。

提案対象施設	
愛称（案）	
愛称（案）の理由	
命名権付与希望期間	年 月 日から 年 月 日まで
命名権料	金 円（年額） ※消費税及び地方消費税額を含む。
その他の提案事項 ※施設運営や地域貢献についての 提案、対象施設等の屋外表示又は 案内看板の改修・設置希望など	
備考 ※応募動機等特に伝えたい事項	

添付書類

- 1 法人等の概要を記載した書類
- 2 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- 3 法人の登記事項証明書（法人である場合に限る。）
- 4 直近 1 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- 5 直近 1 事業年度分の納税に関する証明書のうち、募集要項に定めるもの
- 6 その他町長が必要と認めるもの

第 号
年 月 日

様

明和町長

ネーミングライツパートナー決定通知書

年 月 日付けで提案のあったネーミングライツ事業について、以下のとおりネーミングライツパートナーとして決定しましたので、明和町ネーミングライツ事業実施要綱第11条の規定により通知します。

ネーミングライツパートナー	
対象施設	
愛称	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
命名権料	年 額 円 総 額 円 ※消費税及び地方消費税額を含む。
備考 (提案内容に関する条件等)	

※この通知書を受理した場合は、速やかに担当部署（ ）と契約等の事務手続を進めること。

第 号
年 月 日

様

明和町長

ネーミングライツパートナー不採用決定通知書

年 月 日付けで提案のあったネーミングライツ事業について、以下のとおり不採用と決定しましたので、明和町ネーミングライツ事業実施要綱第11条の規定により通知します。

対象施設	
不採用理由	
備考	

年 月 日

明和町長 様

ネーミングライツパートナー
住所（所在地）
団 体 名
代 表 者 名
I E L
E - m a i l
（担当者名）

ネーミングライツパートナー契約解除申出書

年 月 日付け 第 号により決定通知を受けたネーミングライツ事業について、明和町ネーミングライツ事業実施要綱第 19 条の規定に基づき、以下のとおりネーミングライツパートナー契約解除を申し出ます。

対象施設	
愛称	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
命名権料	総額 円のうち、 円納入済 ※納入済命名権料は返還できません。
契約解除の理由	

第 号
年 月 日

様

明和町長

命 名 権 付 与 取 消 決 定 通 知 書

年 月 日付け 第 号で決定したネーミングライツパートナーについて、次の事由により命名権付与の取消しを決定しましたので、明和町ネーミングライツ事業実施要綱第 20 条の規定により通知します。

なお、同条第 3 項の規定により、既に納入された命名権料について、返還には応じません。

対象施設	
取消年月日	年 月 日
契約解除の理由	